

公 告

一般競争入札を行いますので、東洋町財務規則（平成17年東洋町規則第9号）第70条の規定により公告します。

平成19年11月5日

東洋町長 澤山 保太郎

記

第1 入札に付する事項

- | | | | |
|---|--------|------------------------------|------------|
| 1 | 工事名 | 平成19年度東洋町B&G海洋センター体育館大規模修繕工事 | |
| 2 | 工事場所 | 東洋町大字生見 | |
| 3 | 工事概要 | 屋根全面補修・塗装 | A = 2,030㎡ |
| | | 外壁全面補修・塗装 | A = 1,153㎡ |
| | | 内部一部補修 | 1式 |
| 4 | 工事日数 | 90日 | |
| 5 | 予定価格 | 公表していない | |
| 6 | 最低制限価格 | 設けていない | |

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 本町の平成19年度競争入札参加資格申請を受理された者で、建築一式工事に
関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号の許可を受けて
いる者。
- 2 高知県内に主たる営業所（本社又は本店をいう。以下同じ。）を置く者。
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない
者であること。
- 4 この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、本町又は高知県から
指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。

5 商法(明治32年法律第48号)第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法(大正11年法律第71号)第132条第1項若しくは第133条の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

6 次の要件を満たす者を、当該工事の主任技術者又は監理技術者として配置できること。

- (1) この公告の日以前に申請者に採用され、引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。
- (2) 許可業種の別に関係なく、建設業法第7条第2項及び第15条第2項に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- (3) 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。(監理技術者にあつては、監理技術者資格証を有する者であること。)

7 国又は地方公共団体が発注する、延べ床面積500m²以上の建築工事又は改修工事の施工実績があること。

第3 入札参加資格の確認申請等

1 当該工事の入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に一般競争入札参加資格確認申請書(様式1~3)(以下、「申請書」という。)を提出しなければならない。申請書を提出していない場合は、入札に参加することが出来ない。

なお、申請書の提出にあたっては、持参するものとし、郵送又はFAXによる申請は受け付けない。

- (1) 受付期間 この公告の日から平成19年11月14日(水)まで(閉庁日を除く)
午前9時~午後5時(正午~午後1時までを除く)
- (2) 提出場所 東洋町役場総務課

2 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は平成19年11月19日(月)までに申請者に対して通知する。

第4 入札参加資格の喪失

申請受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- 1 第2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。
- 2 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第5 設計図書について

1 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から当該工事の入札の前日までの間、東洋町教育委員会において閲覧することができる。閲覧に際しては、掲示する注意事項を遵守すること

2 設計図書に対する質疑

設計図書の内容について質問がある場合は、書面（自由形式）により持参又は郵送若しくはFAXにより提出すること。

受付場所 東洋町教育委員会（東洋町役場内）

（FAX:0887-24-3102）

3 設計図書に対する回答

設計図書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧日時 平成19年11月19日（月） 13時から

平成19年11月21日（水） 16時まで

閲覧場所 東洋町教育委員会

第6 入札及び開札の日時及び場所

平成19年11月22日（木）午後13時30分から

東洋町役場総務課2階研修室

ただし、日程等は変更することがある。この場合には、直ちに入札参加者全員に通知する。

第7 入札方法等

- 1 郵送による入札は、認めない。
- 2 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第8 入札保証金

免除する。

第 9 最低制限価格
設定しない。

第 10 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札又は東洋町財務規則第 7 6 条各号の規定に該当する入札は、無効とする。

第 11 その他

1 第 2 に掲げる資格要件を満たした者が 2 者に満たない場合又は第 3 の入札参加資格の確認申請を行った者が 2 者に満たない場合は、入札は行わない。

2 この入札の参加を認められた者は、原則として当該工事の下請負人となることができない。

3 入札参加者は、あらかじめ示された競争入札心得を承知すること。

4 提出された申請書等は、返却しない。

5 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

6 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

なお、配置予定の技術者は実際の施工に当たって、原則として変更することはできない。

7 落札者は、契約の締結前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。別途指定する期日までに提出がない場合には、落札決定を取り消す。

契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は専任の技術者の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。

契約締結後に、現場代理人の常駐又は専任の技術者の確保が困難となった場合は、契約の解除を行うことがある。

8 落札者は、契約締結時に中間前払金又は部分払のいずれによるかを選択するものとし、契約締結後の変更は認めない。

9 契約書の様式は、東洋町役場総務課において閲覧することができる。

10 問い合わせ先
東洋町総務課